北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第１号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表のとおり」

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
203-1	庄内・豊南町地区	約505.6ha	豊中市	防災上課題のある木造建築物等の建替を促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	都市計画道路、生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等を誘導することにより、建物の不燃化の促進を図る。	防災上重要な道路として都市計画道路神崎刀根山線及び穂積菰江線を活用し、都市計画道路三国塚口線の整備に努めるとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業	市街地再開発事業（庄内駅周辺地区）	